

# 平成30年(平成29年分所得) 納税相談日程

会場を「高山村役場」1箇所に変更しました。

実施日	会場	対象地区	相談受付時間
2月 16日(金)	役場2階第1会議室	北之谷・熊野	午前9時～午後4時まで
17日(土)	-	-	-
18日(日)	-	-	-
19日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	戸室・火の口	午前9時～午後4時まで
20日(火)		役原・関田	午前9時～午後4時まで
21日(水)		原	午前9時～午後4時まで
22日(木)		本宿	午前9時～午後4時まで
23日(金)		新田	午前9時～午後4時まで
24日(土)	-	-	-
25日(日)	-	-	-
26日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	五領	午前9時～午後4時まで
27日(火)		梅沢・茶屋ヶ松	午前9時～午後4時まで
28日(水)		判形	午前9時～午後4時まで
3月 1日(木)		村内全域	午前9時～午後4時まで
2日(金)	-	-	-
3日(土)	-	-	-
4日(日)	役場2階第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
5日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
6日(火)			
7日(水)			
8日(木)			
9日(金)			
10日(土)	-	-	-
11日(日)	-	-	-
12日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
13日(火)			
14日(水)			
15日(木)			

※ 実施場所の見直しを行い「高山村役場」1箇所に変更しました。

併せて混雑緩和の為、実施地区・時間を見直しました。お出かけの際は、ご確認ください。

※ 都合により日程が合わない場合は、期間中いつでも対応いたします。

その場合は、必ず事前に高山村役場税務会計課へご連絡ください。

~~~~~ お 願 い ~~~~~

## ※ 納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。従来より確定申告・住民税申告を行っています。

## ◎ 農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます。)

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。

必要事項を記入・計算のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

## ◎ 医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと(受診者又は購入業者ごと)にまとめ、その合計額を計算しておいてください。(時間の短縮になります)

## ◎ 青色申告・消費税申告のある方へ

今年より、青色申告の方は役場で受付ができなくなりましたので、中之条税務署へ直接申告をお願いいたします。また、消費税申告のある方も同様に税務署へ申告をお願いいたします。

・今後も、相談時間の短縮に向け努力いたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、役場税務会計課までお問い合わせ下さい。電話63-2111

# 納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。

なお、記載したもの以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

## 共通事項

- ・「マイナンバーカード」若しくは「個人番号通知カード」及び「運転免許証」等
- ・印鑑（納付申告の場合は通帳印）
- ・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）

※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

## 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類

## 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

## 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

## 税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」（税務署から送付されたもの）

## 上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類

## 医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」、「医療費のお知らせ」（各医療保険者から送付されたもの）  
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。

## 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）  
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

## 生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

## 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）
- ・「住民票の写し」（住所地の市区町村で交付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方法務局中之条支局で交付）
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

## 繰越損失のある方

- ・「昨年度の確定申告書の写し」